

前橋市薬剤師会会営薬局無菌調剤室の利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人前橋市薬剤師会(以下「本会」という。)の会員薬局の薬剤師、並びにその他の薬剤師が、本会会営薬局の無菌調剤室(以下「本施設」という。)を利用して、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬、その他医薬品の調製を行う場合の手続き及び利用法等を定め、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(利用の条件・研修の受講)

第2条 処方箋受付薬局が本施設の共同利用を希望する場合には、予め本会と共同利用に係る契約を締結し、保健所へ変更届書等を提出しなければならない。

2 本施設を利用する薬剤師は、本会が指定する研修を受講し、無菌調剤実務に習熟した者でなければならない。

(利用の申込み)

第3条 本施設の利用を希望する者は、次の方法により会営薬局に申し込むこととする。

(1) 予約

電話で施設の空き状況を確認し、利用申込書に必要事項を記入の上、FAX で利用申し込みを行う。

(2) 利用決定通知

施設の利用が決定した場合は、会営薬局より電話で回答する。なお、申込書原本は、利用当日に会営薬局に提出する。

(3) 利用時間

施設の利用時間は、原則として月曜から金曜(祝日・年末年始を除く)の午前9時から午後5時までとする。なお、当日の時間延長は、予約状況によりできない場合がある。

(利用予約の取消し)

第4条 施設の利用予約を取り消す場合は、速やかに会営薬局に電話連絡しなければならない。

(利用方法)

第5条 本施設を利用する薬剤師は、当薬局が定める「無菌調剤マニュアル」に従い的確に作業しなければならない。

(契約料等)

第6条 本施設の共同利用契約を締結する薬局は、定期的な施設・機器の清掃や性能検査等に要する費用が掛かることから、会員薬局は5,000円、非会員薬局は10,000円を契約料として毎年支払わなければならない。

2 無菌調剤利用日に薬剤師が使用した消耗品代については、物品価格表に定める費用を実費負担するものとする。

(無菌調剤の記録)

第7条 本施設を利用した薬剤師は、「無菌調剤記録簿」に必要事項を記入し、処方箋のコピーを貼付し会営薬局へ提出しなければならない。会営薬局は、これを3年間保存する。

(原状回復)

第8条 本施設を利用した薬剤師は、利用終了後は、「無菌調製マニュアル」に定める手順により丁寧に清掃し、利用前の状態まで原状回復しなければならない。

(事故の報告)

第9条 万一、事故が発生した場合は、公益社団法人日本薬剤師会の調剤事故報告書により報告を行わなければならない。

(免責)

第10条 本施設利用中における、物品の盗難・紛失・破損事故及び人身事故等については、会営薬局は一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

第11条 この要綱の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

(附則)

本要綱は、平成26年4月1日より適用する。

本要綱は、令和3年8月10日改正し、同日より実施する。